いじめ防止基本方針

令和8年10月30日改訂

富士市立富士南小学校

目次

１　基本方針の策定にあたって

２　学校における組織的な対応について

（１）いじめの定義 ――――――――――――――――――――――――――――――p.4
（２）いじめ問題に取り組む体制の整備――――――――――――――――――p.4
（３）いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ――――――p.6
（４）重大事態への対応 ――――――――――――――――――――――――――p.6
（５）教育委員会や関係機関との連携 ――――――――――――――――p.8

３　未然防止

未然防止に向けた取組――――――――――――――――――――――――――――p.9

４　早期発見

（１）「いじめは見えにくい」の視点に立って――――――――――――p.10
（２）早期発見のための手立て――――――――――――――――――――――p.10
（３）相談しやすい環境づくり――――――――――――――――――――――p.10

５　早期対応

（１）いじめ対応（当日）の基本的な流れ――――――――――――――p.12
（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応 ――――――――――――p.13
（３）いじめが起きた場合の対応 ――――――――――――――――――――p.13

６　ネット上のいじめへの対応

（１）ネット上のいじめとは　――――――――――――――――――――――p.16
（２）未然防止 ――――――――――――――――――――――――――――――――p.16
（３）早期発見・早期対応 ――――――――――――――――――――――――p.16

７　いじめの解消 ――――――――――――――――――――――――――――――p.18

Ⅰ　基本方針の策定にあたって

静岡県や富士市の教育委員会は、全ての児童が尊重されるべき価値ある存在であることを保持する目的の下、「静岡県いじめ防止基本方針」「富士市いじめ防止基本方針」を策定した。これを受けて、富士南小学校でも、いじめに対する学校の組織的な対応方法や、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、さらにはネット上のいじめへの対応等、全職員が共通理解をし、丁寧な対応をしていくために、「富士南小学校いじめ防止基本方針」を制定する。

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての子供に向けた対応が求められる。いじめられた子供は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。学校は、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供するとともに、主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければならない。

いじめが発見された場合には、第一にいじめられた児童、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添うことが大切である。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子供への支援はもちろんのこと、いじめた子供や周りの子供への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組みを確認し、速やかに対応していくことが求められている。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要である。

今日、学校では、いじめ問題をはじめ、多様な課題への対応が求められている。これまでは学級担任や生徒指導主任など、限られた教職員で対応してきたこともあったが、本校では学級担任はもちろん、学年部教員や学校全体の教職員が、組織的に対応していくことを大切にしている。特に、本校の強みは、中学年・高学年を中心に、教科担任制を実施しているため、一人の子供の機微な変化を、多くの教職員で見取っていくことができる点にある。**富士南小学校の教職員全員が「いじめはどの子供にも起こり得る」「どの子供を被害者にも加害者になりうる」という認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という強い意志で、計画的に・組織的にいじめ問題に取り組んでいくことを、ここに明らかにする。**

２　学校における組織的な対応について

（１）いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

（２）いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題については、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志を共有し、学校全体で組織的に取り組むものである。

①　学校いじめ対策組織の設置について

〇学校いじめ対策組織は、いじめ防止対策推進法第 22 条において、全ての学校に設置することが法律で義務付けられている。

〇学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応することにより、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込むことのない体制を構築する。

〇構成員は、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、主幹教諭・主幹教諭、生徒指導、学年主任、養護教諭、学級担任、事案に関わる教職員とする。

〇緊急時には、上記の構成員に加え、必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、学校評議員（学校運営協議会委員）、 PTA代表等の第三者的立場にある者を加えて対応する。

〇会議は年間計画に基づいて定期的に開催し、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策について検討する。

〇以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開催する。

・いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき
・児童又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき

〇いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」に沿って適切に対応する。

②　年間を見通した指導計画の整備について

いじめ防止対策推進法第 22 条において、全ての学校に設置することが法律で義務付けられている。

※学校いじめ防止対策委員会は、いじめの相談・通報の窓口です。（富士南小 63-7025）

【学校いじめ防止対策委員会】 いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討する。

【職員会議】 年度当初に、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認し、全職員で共通理解を図る。また、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。

【教育相談】　年2回以上教育相談を実施する。

【いじめアンケート】　いじめの早期発見を目的として、計画に基づいて年2回以上実施する。また、いじめやいじめの疑いがある場合 には臨時に実施する。

【校内研修】　SSW、SC等、専門家を入れた研修を実施する。

③　いじめ防止等のための年間計画

		対象者		
		児童生徒	教職員	保護者等
４月	いじめ防止対策委員会①・年度初め職員会議（いじめ防止基本方針について）・校内研修①（児童理解研修）		○	
	始業式・入学式（学校いじめ防止基本方針についての説明） ※学校いじめ防止基本方針を保護者にも配付。	○		○
	静岡県版 SEL の実施①	○		
５月	いじめ防止対策委員会②（いじめアンケート実施における留意点等）		○	
６月	いじめアンケート実施①	○		
	教育相談①	○		○
７月	静岡県版 SEL の実施②	○		
	校内研修②（スクールカウンセラー研修）		○	
９月	静岡県版 SEL の実施③	○		
１０月	保護者面談			○
１１月	いじめアンケート実施②	○		
	教育相談②	○		○
１２月	静岡県版 SEL の実施④	○		
２月	いじめアンケート実施③	○		
３月	いじめ防止対策委員会③（学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案）		○	

※生徒指導部会や企画委員会、職員会議等で、いじめの未然防止のための取組を随時確認していく。（教職員対象）

（３）いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有する。

〇いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。

〇いじめを訴えた児童や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、学校は可能な限り対応を振り返り、検証を行う。その検証は再発防止につながるとともに、新たな事実の把握につながる可能性があるためである。

（４）重大事態への対応

①　いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たる。

ア　生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第１項第１号）

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ　不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第１項第２号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席日数：年間 30 日を目安）

また、被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査を開始する。

②　重大事態の取扱いについて

〇 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

③　重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年3月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年3月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年3月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行う。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

ア　「生命心身財産重大事態」が起こった場合
イ　欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
ウ　イの後、「不登校重大事態」に至った場合
エ　児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となって行うか、教育委員会が主体となって行うかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

・学校いじめ対策組織に、指導主事、ＳＳＷ、学校評議員、ＰＴＡ代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童及び保護者への説明・報告

調査対象者及びその保護者への説明・報告

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

市長及び教育委員への説明・報告等 ―― 教育委員会が行う

調査結果を踏まえた必要な措置 ―― 学校と教育委員会が連携して行う

（５）教育委員会や関係機関との連携

①　教育委員会との連携について

○「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告する。

○以下のような事案は、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。

ア 重大事態 イ 暴力を伴うなど被害が大きないじめ ウ　被害児童生徒にとって深刻ないじめ

3　未然防止

以下のような、未然防止に向けた取組を進めていきます。

①自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

〇児童が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行う。

〇学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また、実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いの良さを認め合う活動を行う。

〇意図的・計画的に男女が協力する場面や、目標をもって達成感を味わえる場面を設定する。

②児童が自己有用感を感じられる主体的な活動

〇児童自らが主体的に考え、議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組を進める。

〇異年齢交流などにおいて、上級生が下級生を思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組を推進する。

③児童生徒の居場所づくり

〇年度初めのスタートを円滑にするため、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で共通理解を図る。

〇授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行う。

〇「人間関係づくりプログラム」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係の構築に努める。

〇道徳教育では、思いやりや生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育む。

〇人権教育を通して生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させる。

〇特に配慮が必要な児童生徒には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を保護者と連携して行う。

④児童生徒を見守る教職員集団づくり

〇温かい学級経営や教育活動を学年・学校で実現していくために、学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり相談したり気軽に話ができる教職員集団づくりに努める。

〇SSWやSCを招いた校内研修を年間計画に位置付け、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養う。

4　早期発見

（１）「いじめは見えにくい」の視点に立って

○いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われる。

・無視や SNS など、客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。

・遊びやふざけ合いのように見える形態や、被害者が加害者と仲の良い仲間の一員であるかのように見える形態もある。

○いじめられている本人からの訴えは少ない。

・いじめられている児童には、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分は駄目な人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたら仕返しが怖い、などの心理が働く。

○ネット上のいじめは最も見えにくい。

・ネット上でいじめに遭っている兆候は、学校ではほとんど把握できない。

・家庭で「SNS 等の着信があっても出ようとしない」「最近スマートフォンや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候が見られる場合は、いじめに遭っている可能性があることを保護者に伝えるとともに、いじめが疑われる場合には速やかに学校へ連絡するよう依頼する。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの関わりを大切にしていく。

（２）早期発見のための手立て

①日々の観察

○登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やす。

○教科担任が気付いた子供たちの様子を、学級担任に伝えていく風土づくりを進める。

②連絡帳などの活用

○連絡帳を活用し、保護者と連携しながら、児童を支えていく。

○気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応をする。

③教育相談

○児童を対象にした教育相談を年2回以上実施する。

④アンケート

○いじめに関するアンケート（保護者対象・児童対象）を計画的に年2回以上実施し、現状把握に努める。

○いじめやいじめの疑いがある場合等は、臨時のアンケートを行う。

（３）相談しやすい環境づくり

①日々の観察

○日常の生活の中で教職員が声かけを行い、児童が日頃から気軽に相談できる環境づくりに努める。

○必要に応じてスクールカウンセラーを活用していく。

②主な相談窓口

〇次のような相談窓口があることを、周知していく。

◎富士市内の主な相談窓口

・いじめSOS（富士市ウェブサイト内）

URL：https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1005330000/p002273.html

・ほっとデジタル相談・ふじ

GIGAタブレットのL−Gate内のリンク

・子どもなんでも相談（家庭児童相談室）

電話：0545-55-2764

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15

・青少年相談センター

電話：0545-52-4152

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～16:00（来所相談は要予約）

・富士市教育委員会学校教育課

電話：0545-55-2869

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15

◎静岡県および全国の主な相談窓口

・24 時間子供SOSダイヤル

電話：0120-0-78310

受付時間：24 時間・365 日

・教育相談ハロー電話「ともしび」

電話：055-931-8686

受付時間：平日（年末年始を除く） 10:00～17:00

・LINEじんけん相談

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15



・静岡県警少年サポートセンター

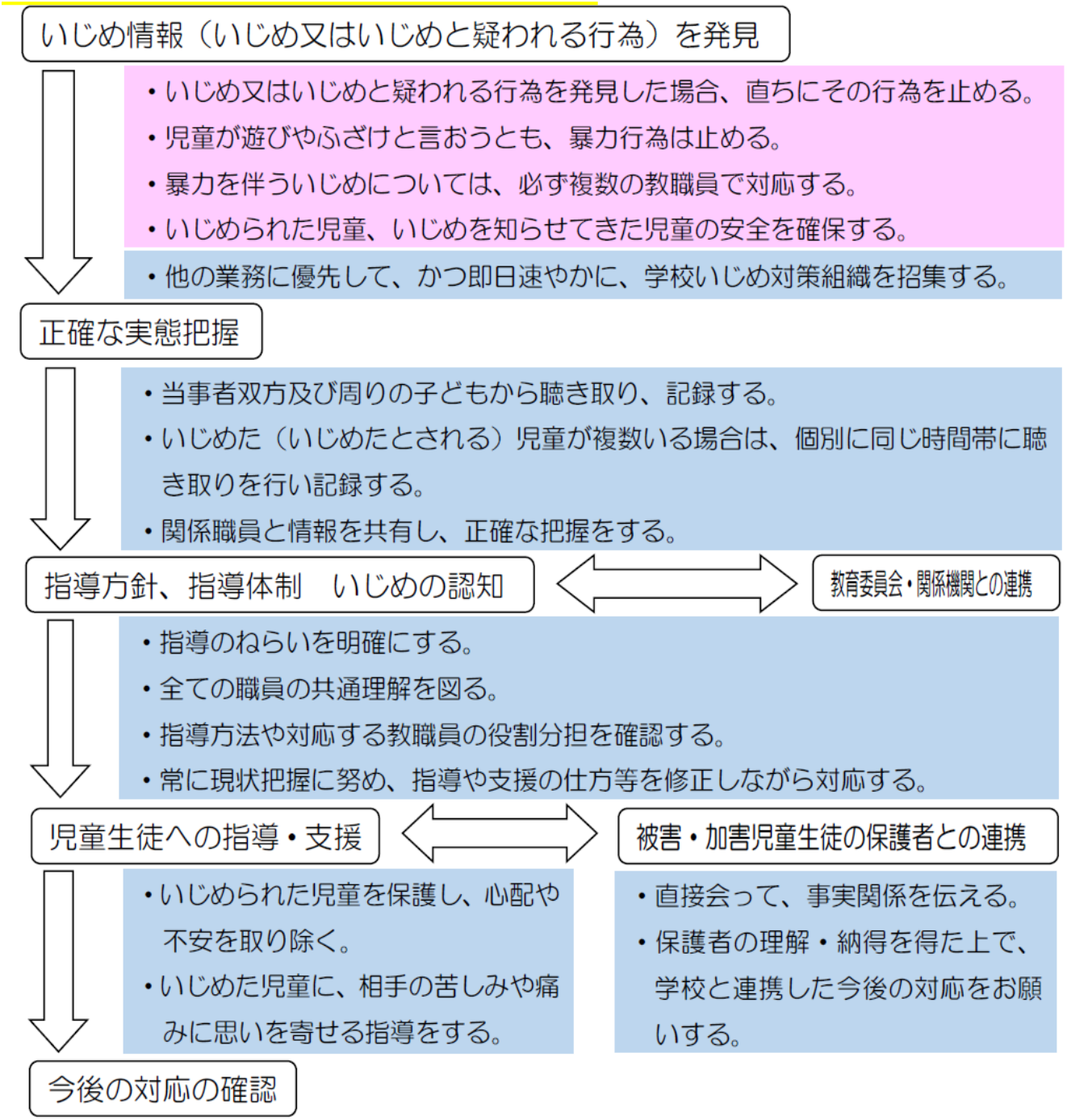
電話：080-1605-0774

受付時間：平日 8:30～17:15

5　早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧に対応する。

（１）いじめ対応（当日）の基本的な流れ



（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

〇いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童生徒たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。

〇状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

〇いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている児童から聴き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握していく。

〇短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

（３）いじめが起きた場合の対応

①いじめられた児童と保護者への支援

＜児童への支援＞

ア．本人の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

イ．「最後まであなたを守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

ウ．事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活を送ることができるよう、現在不安に感じていること（いじめた児童との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束する。

エ．「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。

オ．その日のうちに保護者へ連絡することを伝え、状況によっては保護者に直接引き渡すなどの対応を行う。

※心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が考えられる場合は、心のケアを丁寧に行う。

＜保護者への支援＞

ア．その日のうちに、電話や家庭訪問等で保護者に事実関係を伝える。

イ．「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。

ウ．学校の方針を伝えるとともに、今後の対応について説明し、理解を得るよう努める。その際、５日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に示す。

エ．保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

オ．学校は今後も継続して家庭と連絡を取り、解消に向けて取り組んでいくことを伝える。また、家庭においては子どもの変化に注意し、些細なことでも学校へ相談するよう依頼する。

カ　聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝えます。

②いじめた児童への指導・支援とその保護者への対応

＜児童への指導・支援＞

ア．事実関係を確認するための聴き取りを行う。複数の児童が関係している場合には、個別に、かつ同時に聴き取りを行う。

イ．頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合には十分に話を聴く。その中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることを十分に理解させる。

ウ．児童が抱える問題など、いじめに至る心理的背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行い、自らの行為の責任について自覚させる。

エ．その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によっては保護者に直接引き渡すなどの対応を行う。

＜保護者への対応＞

ア．その日のうちに、電話や家庭訪問等で保護者に事実関係を伝える。

イ．事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。

（いじめた児童生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等）

ウ．事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。

エ．その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

③周りの子どもたちに対して

ア．複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設けます。

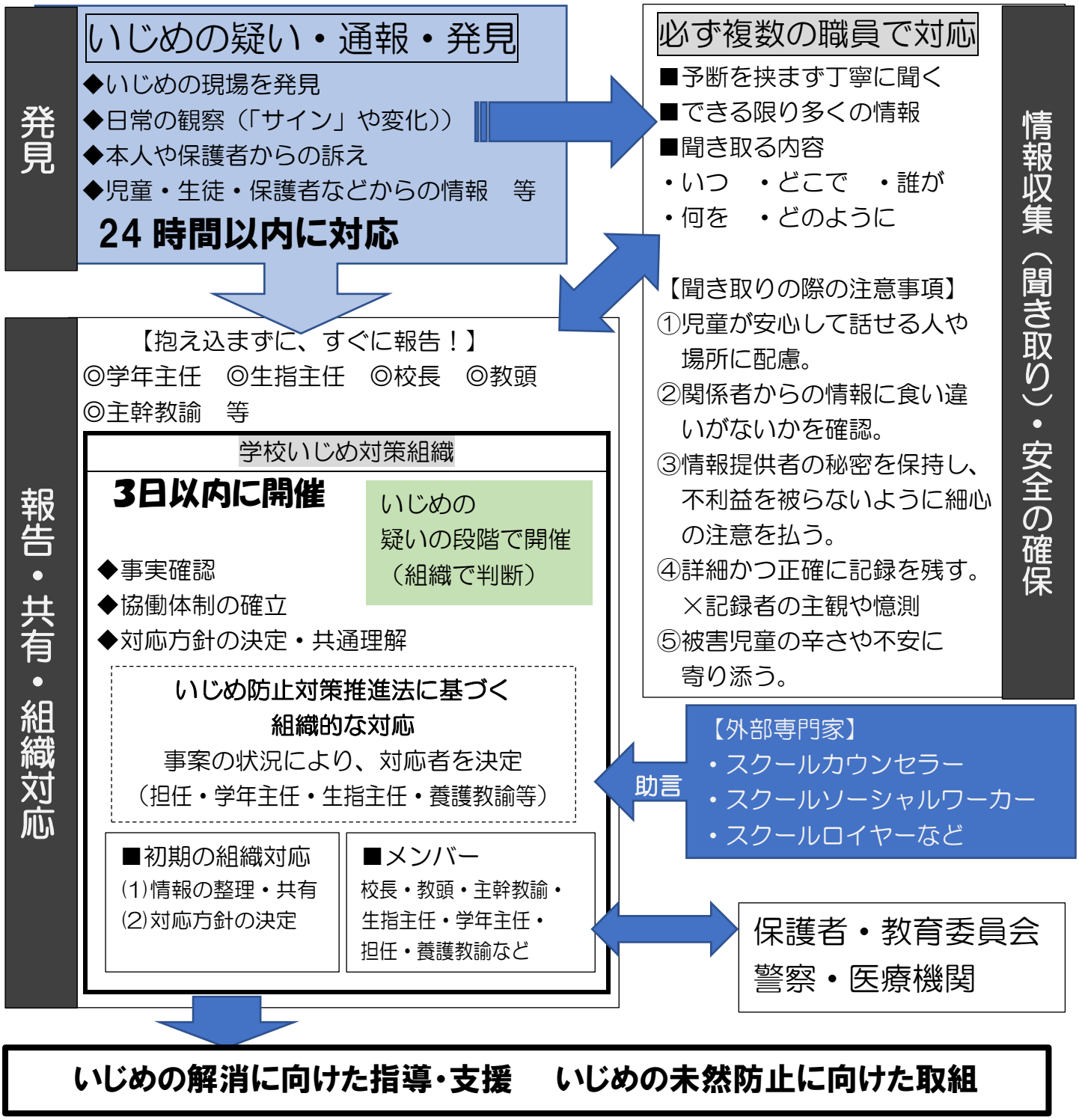
イ．いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させます。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝えます。

ウ．いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させます。

エ．「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童生徒の気持ちや立場を考えさせます。

オ．いじめを自分の問題として捉えさせます。

いじめ対応フロー図


発見
いじめの疑い・通報・発見
◆いじめの現場を発見
◆日常の観察（「サイン」や変化））
◆本人や保護者からの訴え
◆児童・生徒・保護者などからの情報　等
24 時間以内に対応
必ず複数の職員で対応
■予断を挟まず丁寧に聞く
■できる限り多くの情報
■聞き取る内容
・いつ　・どこで　・誰が
・何を　・どのように
【聞き取りの際の注意事項】
①児童が安心して話せる人や場所に配慮。
②関係者からの情報に食い違いがないかを確認。
③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
④詳細かつ正確に記録を残す。
×記録者の主観や憶測
⑤被害児童の辛さや不安に寄り添う。
情報収集（聞き取り）・安全の確保
報告・共有・組織対応
【抱え込まずに、すぐに報告！】
◎学年主任　◎生指主任　◎校長　◎教頭
◎主幹教諭　等
学校いじめ対策組織
3日以内に開催
いじめの疑いの段階で開催（組織で判断）
◆事実確認
◆協働体制の確立
◆対応方針の決定・共通理解
いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者を決定
（担任・学年主任・生指主任・養護教諭等）
■初期の組織対応
(1)情報の整理・共有
(2)対応方針の決定
■メンバー
校長・教頭・主幹教諭・生指主任・学年主任・担任・養護教諭など
助言
【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・スクールロイヤーなど
保護者・教育委員会
警察・医療機関
いじめの解消に向けた指導・支援　いじめの未然防止に向けた取組

6　ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行う。

（1）ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

（2）未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していくことが必要不可欠である。

学校での情報モラル指導

〇学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図る。

〇児童会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行う。

＜早期発見の観点から＞

家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかける。場合によっては、学校へ相談する。

（3）早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童及び保護者に伝える。

① 事実を把握する

ア. 被害にあった児童や関係している児童から詳細を聴き取り、事実を確認する。

イ. 児童生徒が心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育支援員等の協力を得て、掲載情報を確認する。

ウ. 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷する。動画の場合は、デジタルカメラ等で撮影する。

エ. 被害にあった児童生徒と書き込み等を行った児童生徒の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認する。

②書き込み削除を迅速に行う

ア. 書き込み等を行った児童生徒が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。

イ. 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をする。

ウ. ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

７　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないものである。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断していく。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。

（2）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認していく。